



神奈川県

国土利用計画法にもとづく
土地売買等届出のしおり
(事後届出)

大規模な土地取引については地域の土地利用に与える影響が大きいことから、国土利用計画法では、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため届出制を設けています。
このしおりには、神奈川県(横浜市、川崎市、相模原市を除く)の取扱いについて記載してあります。

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課

令和8年4月

国土利用計画法に基づく土地売買等の事後届出について

一定面積以上の土地の取引をしたときは、契約締結後に知事(政令指定都市の場合は市長)に届け出なければなりません。

土地取引の後、届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

届出は契約締結後2週間以内に

権利取得者(売買の場合は買主)は契約を締結した日を含め、2週間以内(契約日を初日として算入)に、知事あての「土地売買等届出書」を土地の所在する市町村に届け出てください。

なお、契約締結後2週間目の日が行政機関の休日(土日・祝日等)に当たる場合は、特例として休日の翌日(次の開庁日)が期限となります。

<届出期限日の例>

- ①6日(金曜)に契約を締結した場合・・・19日(木曜)が届出期限
- ②16日(月曜)に契約を締結した場合・・・30日(月曜)が届出期限
(契約締結後2週間目の日が休日(29日(日曜))であるため)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

契約締結日① (6日)

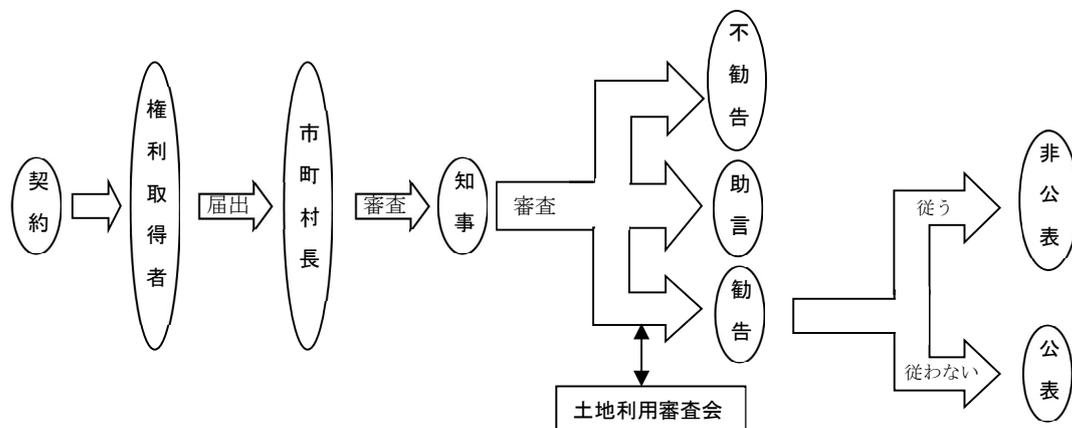
届出期限日① (19日)

契約締結日② (16日)

届出期限日② (30日)

- 届出を受けた知事は利用目的について審査し、利用目的が土地の利用に関する計画に適合しない場合は、届出日から3週間以内に利用目的の変更を勧告することがあります。また、利用目的について、必要な助言をすることがあります。

それ以外の場合には、適法な届出であったこととなります。なお、**不勧告通知書**は原則として発行いたしません。が、契約上の理由等で必要な場合は、届出書の「**その他参考となるべき事項**」欄にその旨及び必要な理由を記載してください。

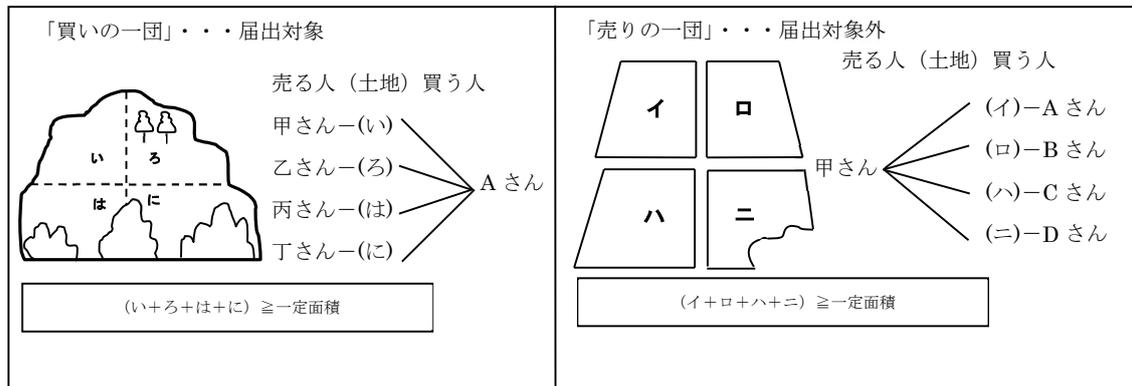


届出が必要な面積

区 域	届出が必要な面積
市街化区域	2,000 m ² 以上
市街化調整区域、非線引き都市計画区域	5,000 m ² 以上
都市計画区域以外の区域	10,000 m ² 以上

※個々の取引面積が上記の面積未満でも、合計していくと上記の面積以上になる一団の土地取引のうち、「**買いの一団**」になる土地取引は、**最初の取引から事後届出が必要です。**

(「**売りの一団**」の土地取引は届出が不要です。)



■ 届出が必要な場合

届出が必要な取引とは、

- ① 土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権(※)又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定で、
- ② それが対価の授受を伴い、
- ③ 契約により行われるものであること。

また、これらの取引の予約である場合も、届出が必要です。

※地上権、賃借権については、権利金その他一時金相当額を伴う場合に届出が必要です。

<届出が必要な取引の例>

売買、保留地処分(区画整理)、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、交換、予約完結権の譲渡、買戻権の譲渡、停止条件付・解約条件付契約、信託受益権の譲渡、買主の地位譲渡、第三者のためにする契約 等

■ 届出が不要な場合

<上記①～③の要件に該当しないもの>

地役権・抵当権の移転又は設定、工場財団等の移転、贈与・財産分与、信託の引受及び終了、予約完結権の行使、買戻権の行使、交換分合(土地改良)、相続・遺産の分割、遺贈・包括遺贈、法人の合併・分割、土地収用、換地処分(土地改良・区画整理)、権利交換(都市開発)、共有持分の放棄 等

<法令により適用除外となっているもの(上記①～③の要件に該当するが、届出は免除)>

滞納処分、強制執行及び担保権の実行としての競売
 民事調停、家事審判及び裁判上の和解
 民事再生法、会社更生法、破産法、会社法等の規定に基づく手続きにおいて、裁判所の許可を得て行われる場合
 農地法第3条第1項の許可を受けることを要する場合
 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他政令で定める法人の場合 等

(5ページに続く)

立木や建物の価格

- 土地の取引と併せて立木や建物の取引を行った場合は、立木や建物の契約価格についても届出書に記載することになっています。

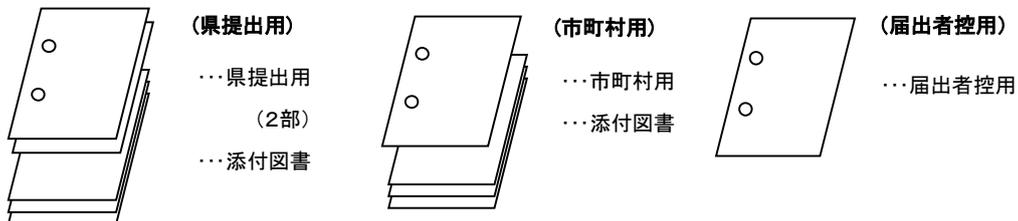
土地売買等届出の書類

1 提出書類 ※1契約につき、1届出とします。

- (1) **届出書**は、「**県提出用(2部)**」「**市町村用**」「**届出者控**」の**4部**を提出してください。届出書は神奈川県専用(横浜市、川崎市、相模原市を除く)の用紙を使用してください。用紙は、県庁のホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp>)中段の 県の組織・関係機関→県の組織→土地水資源対策課→所属 PR ページ→国土法・公払法→国土法の届出様式と記入例 でダウンロードできます。そのほか、県・市町村の窓口にも用意してあります。
- (2) 受領証明が必要な場合は、「届出者控用」に受領印を受けてください。
- (3) **添付書類**は、**県提出用と市町村提出用の2部**です。
- (4) 提出書類は、次のようにとじてください。

国土法・公払法HP

はこちらから



2 提出書類の内訳

書類名	内 容	部数
届出書	第1号様式(土地売買等届出書) ※押印不要	4部
契約書(写)	契約書の内容全ての写し(別添資料等を含む)	2部
位置図	対象地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 程度の図面	
明細図等	対象地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 2,500 分の1程度の図面に、<u>対象地の形状を色分けや太線の囲み等で明示したもの</u>対象地が一団の土地の一部である場合は、全体の区域も色分けや太線の囲み等で明示する	
公図(写)	近隣の土地を含む対象地の公図の写し ※ すべての筆、及び各筆の全域が確認できるもの	
実測求積図等	座標求積がなされた求積図・測量図等の図面 を作成している場合は、提出する(測量士若しくは土地家屋調査士による実測証明がなされている実測求積図等) ※座標求積がない場合(三斜求積の場合や座標求積が一部の筆の場合を含む)は添付不要 ※ 公簿面積による売買の場合も必要	
委任状 ※書式自由	代理人が届出をする場合は提出 ※ 届出者の印を押印したもの(法人の場合は原則として代表者印) ※ 代理人の氏名、法人名及び部署名、勤務先郵便番号及び住所、連絡先電話番号、メールアドレス等も記載すること	
別紙(共有者一覧) ※書式自由	共有者がいる場合は必須 共有者の情報(土地売買等届出書シート「1.契約内容に関する事項」 「届出人である権利取得者(譲受人)」の 氏名(法人名)、国籍等、区分、会社法人等番号、法人の場合の代表者名、代表者の国籍等、永住者又は特別永住者、譲受人住所、電話番号、役員の国籍等、議決権保有者の国籍等、業種)を別紙として提出すること ※ 県ホームページに参考様式あり	
別紙(筆一覧) ※書式自由	届出書に 全ての筆を記載できない場合は提出 ※届出書と同様に、 所在(登記簿、住居表示)、地目(登記簿、現況)、面積(共有持分移転の場合は持分割合を乗じた面積)、権利の移転等の態様、共有持分割合等 を記載すること ※ 6筆以上の売買 の場合は必須 ※ 県ホームページに参考様式あり	
別紙(国内連絡先) ※書式自由	譲受人の住所が海外の場合、国内の連絡先 を記載した別紙を提出 ※ 氏名(法人の場合は法人名、部署名、担当者名も)、郵便番号及び住所、連絡先電話番号、メールアドレス等 を記載すること	
その他	その他参考となる書類	

市町村国土利用計画法担当課一覧 ※令和7年8月1日現在

市町村名	担当課	電話番号	所在地
横須賀市	都市部 都市計画課	(046)822-8304※	〒238-8550 小川町 11
平塚市	まちづくり政策部 開発指導課	(0463)21-8782※	〒254-8686 浅間町 9-1
鎌倉市	まちづくり計画部 土地利用政策課	(0467)23-3000	〒248-8686 御成町 18-10
藤沢市	計画建築部 都市計画課	(0466)50-3537※	〒251-8601 朝日町 1-1
小田原市	総務部 資産経営課	(0465)33-1331※	〒250-8555 荻窪 300
茅ヶ崎市	都市部 都市計画課	(0467)82-1111	〒253-8686 茅ヶ崎 1-1-1
逗子市	環境都市部 まちづくり景観課	(046)872-8124※	〒249-8686 逗子 5-2-16
三浦市	都市環境部 都市計画課	(046)882-1111	〒238-0298 城山町 1-1
秦野市	都市部 まちづくり計画課	(0463)82-9643※	〒257-8501 桜町 1-3-2
厚木市	都市みらい部 都市計画課	(046)225-2401※	〒243-8511 中町 3-17-17
大和市	まちづくり部 まちづくり計画課	(046)260-5443※	〒242-8601 下鶴間 1-1-1
伊勢原市	都市部 都市政策課	(0463)94-4742※	〒259-1188 田中 348
海老名市	まちづくり部 都市計画課	(046)235-9391※	〒243-0492 勝瀬 175-1
座間市	都市部 都市計画課	(046)252-7376※	〒252-8566 緑ヶ丘 1-1-1
南足柄市	都市部 都市計画課	(0465)73-8026※	〒250-0192 関本 440
綾瀬市	都市部 都市計画課	(0467)70-5625※	〒252-1192 早川 550
葉山町	政策財政部 公共施設課	(046)876-1111	〒240-0192 堀内 2135
寒川町	都市建設部 都市計画課	(0467)74-1111	〒253-0196 宮山 165
大磯町	都市建設部 都市計画課	(0463)61-4100	〒255-8555 東小磯 183
二宮町	都市部 都市整備課	(0463)71-5956※	〒259-0196 二宮 961
中井町	企画課	0465-81-1112※	〒259-0197 比奈窪 56
大井町	都市整備課	(0465)85-5014※	〒258-8501 金子 1995
松田町	政策推進課	(0465)83-1222※	〒258-8585 松田惣領 2037
山北町	都市整備課	(0465)75-3647※	〒258-0195 山北 1301-4
開成町	都市計画課	(0465)84-0320※	〒258-8502 延沢 773
箱根町	環境整備部 都市整備課	(0460)85-9566※	〒250-0398 湯本 256
真鶴町	都市計画課	(0465)68-1131	〒259-0202 岩 244-1
湯河原町	まちづくり課	(0465)63-2111	〒259-0392 中央 2-2-1
愛川町	建設部 都市施設課	(046)285-2111	〒243-0392 角田 251-1
清川村	村づくり観光課	(046)288-3864※	〒243-0195 煤ヶ谷 2216

政令市については、直接下記の担当課にお問合せください。

横浜市	都市整備局 企画部 企画課	(045)671-3953※	〒231-0005 中区本町 6-50-10
川崎市	財政局 資産管理部 資産運用課	(044)200-0563※	〒210-8577 川崎区宮本町 1番地
相模原市	都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課	(042)769-8247※	〒252-5277 中央区中央 2-11-15

(注)電話番号欄 ※印は直通 それ以外は代表番号

お問合せ先 神奈川県政策局政策部土地水資源対策課地価対策グループ

横浜市中区日本大通1 郵便番号 231-8588

電話 (045)210-1111(代表) 内線 3110~3113

(045)210-3111(直通)

<お問合せの際は、土地の所在する市町村名をお知らせください。>

